

### 3. Cyber Port利用促進・運用効率化実証事業

---

## 1. 背景・目的(公募要領 P3)

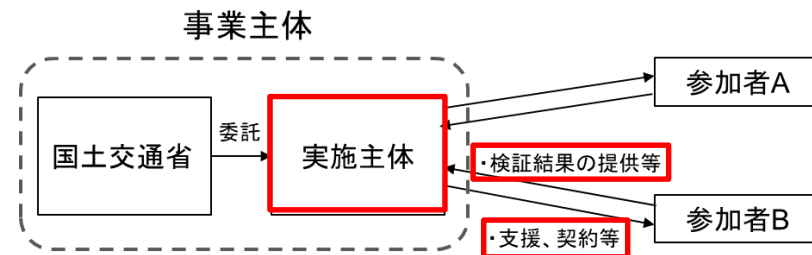
- 港湾物流手続には、様々な事業種別の民間事業者が多く携わり、かつ多様な手続パターンが存在するとともに、民間事業者毎に自社の物流業務システムを有している場合もあることから、Cyber Portとこれら物流業務システムとをAPIにより連携させた際に、  
(i) 手続パターン毎に関係事業者間でのデータ連携が可能か  
(ii) Cyber Portが実務環境において円滑に利用できるか  
等について確認する必要がある。
- また、Cyber Portのさらなる利用促進や機能改善方策の検討のため、Cyber Portの利用効果についても検証を行う必要がある。
- さらに、Cyber Portの導入を契機とし、港湾物流に係る手続効率化や商慣習改善といった先導的な取組につながることも期待されることから、これらについても広く提案を募り、実施と効果検証を行うことが求められる。

### ポイント

- 2021年2月～3月に実施した連携テストでは十分に検証できなかった、多様な手続パターンによるデータ連携の検証、利用効果の検証等を実施したい。
- また、サイバーポートを利用することにより、港湾物流にかかる手続効率化・商習慣改善についても、民間事業者の方から広く提案を募り、本実証事業において検証を実施したい。

## 2. 実施スキーム(公募要領 P4)

- 応募者の応募内容を有識者委員会において評価し、評価内容を踏まえ、国土交通省が参加者を選定する。
- 参加者が本事業を実施するために拠出することとなる費用については、実施主体が、参加者との契約に基づき、その一部を負担する。  
(※ 実施主体は、今後決定いたします)



## 5. 実証における役割分担(公募要領 P6)

- 参加者は事業主体に対し検証に必要な情報を提供し、事業主体が検証(情報分析、課題の整理)や検証結果のとりまとめを実施する。

## 3. 事業スケジュール(公募要領 P4)

時期	内容
3月12日	公募開始
5月31日	応募書類提出締切り
6月上旬	有識者委員会
6月中旬	参加者の決定・公表
6月中旬~7月中旬	参加者と実施主体間の契約・調整手続
7月中旬~9月中旬	参加者のシステム改修
9月中旬~令和4年2月	実証の実施

### ポイント

- 検証に必要な情報の提供を実証事業の参加者に求めます。
- 実証の実施期間は、参加者と個別に調整の上、決定するものとします。  
必ずしも9月中旬からの実証の実施が必須ではありません。

## 4. 実証における実施・検証内容(公募要領 P5)

必須事項と提案項目の整理

○:全参加者が実施 ☆:提案した参加者のみ

実施・検証内容	実施・検証内容(具体内容)		
4.1 データ連携の際の動作性検証・効果検証( <u>全参加者が実施</u> )	○動作性検証	○効果検証 (時間削減効果)	☆効果検証 (時間削減効果以外)
4.2 Cyber Portの運用可能性検証・効果検証( <u>全参加者が実施</u> ※)	○運用可能性検証	☆効果検証	
4.3 港湾物流に係る先導的な取組の提案と実施・効果検証( <u>提案した参加者のみ</u> )	☆実施	☆効果検証	

### ポイント

- 4.1～4.3いずれの実施・検証においても、関係者間で一気通貫のデータ連携を可能とするため、極力普段から取引関係のある事業者にも参加を呼び掛けて頂いた上で、応募いただくことを推奨します。
- 単独での参加が決定した参加者についても、事業主体側で参加者同士のマッチングの手伝いをさせていただき、実施・検証を行うことを想定しています。  
※連携相手がいないなど、実施が困難な場合は、個別に調整をさせていただきます。

## 6. 費用負担(公募要領 P7)

参加者に対して事業主体が負担する費用は、下表に例示するもののうち、国土交通省が認めるものとする。また、負担費用に関して実施主体と参加者との間で契約を締結し、**本事業完了後(令和4年3月)に支払い手続を行うものとする。**

表3 実証における費用負担の例示

段階	項目	内容	事業主体の負担割合	(備考)
準備	Cyber Portと物流業務システムとの連携に必要な費用	要件定義に係る費用	4/5以内 <sup>※7</sup>	
		設計費用 <sup>※1</sup>		
		開発費用 <sup>※2</sup>		
		テスト費用 <sup>※3</sup>		
		移行費用 <sup>※4</sup>		
	その他Cyber Portとの連携に必要な費用 <sup>※5</sup>			
実施・検証	各種検証の実施に必要な費用	各種検証の実施に必要な人件費 <sup>※6</sup> (効果検証に必要な計測及び事業主体に提供する情報作成等に必要な人件費を含む)		(100万円以内)

- ※ 1. システム改修に際し、開発に関する設計書の作成に要する費用
- ※ 2. システム改修に際し、システムのプログラミング、パラメータ設定等によるシステムの開発(単体テストを含む)に要する費用
- ※ 3. システム改修に際し、開発するシステムの結合テスト、総合テスト及び受入テストに要する費用
- ※ 4. システム改修に際し、システム移行及びデータ移行に要する費用
- ※ 5. 物流業務システム自体の新規調達や、Cyber Portとの連携以外の目的を含んだシステム改修に係る費用は対象としない。また、Cyber Portとの連携のために生じるシステムの運用・保守に要する経常的な費用は対象としない。
- ※ 6. 運用可能性検証など、参加者が実務環境(通常の業務)において実施する検証に要する人件費は対象としない。
- ※ 7. 応募者多数につき、参加者から提出された見積額の総額が国土交通省が想定する予算額を超える場合には、応募内容に基づき優先順位をつけた上で負担費用を決定する。

### ポイント

- **Cyber Portとの連携が目的であるシステム改修**であれば、**ソフトウェアの改修だけでなく、サーバー等のハードウェアの設置等に要する費用も負担対象となります。**ただし、参加者決定後における実施主体との契約手続にあたり、システム構成図等、妥当性を証明する資料を提出を求める可能性があります。
- 「各種検証の実施に必要な人件費」は、概算見積を提出頂く際に、「実証事業の検証」に必要な人件費の積算根拠(単価、人工)を提出していただきます。

### (公募要領 P8)

応募者は、以下の(1)～(3)の要件を満たす者とする。

(1) 以下に示す①～③のいずれかに該当する者

① 国際海上コンテナ物流業務に携わる民間事業者(別紙1参照)

※API連携での参加ができること

② 国際海上コンテナ物流業務に携わる民間事業者から構成される共同事業体

※共同事業体を構成する事業者のうち、最低1社はAPI連携で参加できること

③ 物流業務システムを開発する民間事業者※であって、国際海上コンテナ物流業務に携わる民間事業者を本事業に参加させられる者

※令和3年3月時点で、商用として稼働実績を有する物流業務システムを、物流事業者に対し提供している民間事業者であること

(2) 本事業に対し、効果検証に必要な情報提供その他の協力ができること

(3) 本事業を令和4年2月までに完了できること

### ポイント

- (1)②において、API連携ができる民間事業者が1社でもいれば、その他の応募者はGUI(Web画面)での参加も可能です。(API連携による検証が主目的の事業になりますので、複数事業者がAPI連携をしたうえで実証事業を行っていただく事を推奨します)
- (1)③の※に記載している民間事業者は、いわゆる「ミドルウェア」と呼ばれる物流業務システムを物流事業者に対して提供している民間事業者を意図しております。

## Ⅲ. 応募手続

### 2.3 応募にあたっての留意事項(公募要領 P8)

- 応募書類の作成、提出に要する全ての費用は、応募者の負担とする。
- 物流業務システムの改修、本実証の実施は、参加者の責任で行うこと。本実証の実施に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、参加者がその費用を負担すること。
- なお、Cyber Portの概要及び連携に係る仕様については、Cyber Portのポータルサイトにおいて公開しているため、応募書類の作成にあたって参照すること。  
ポータルサイトURL: <https://www.cyber-port.net>

### 5. 事前調整(公募要領 P11)

本事業への応募にあたり、Cyber Portと連携する帳票及び検証事項についての調整を、随時、個別に受け付ける。事前調整の受付期間は、令和3年5月24日(月)17:00(応募締切日一週間前)までとする。

### ポイント

- 応募は会社単位、あるいは事業所によって物流業務システムが異なる場合などの理由から、複数の応募に分けて頂いてもかまいません。
- ただし、Cyber Portの利用にあたっては、[応募書類とは別に、ポータルサイト\(www.cyber-port.net\)](https://www.cyber-port.net)から利用申請を行っていただく必要があります。利用申請は、会社単位で行っていただく必要があります。
- Cyber Portの利用手引き、API連携に係る検討資料(API利用ガイダンス)、GUIの場合の操作マニュアルは、本説明会後に、別途メールで送付いたします。なお、第3者への無断での展開はお控えください。ポータルサイトから資料請求いただくことで、入手可能です。
- 随時事前調整の依頼を受け付けているため、送付資料だけでは検討が進めにくい場合は、ご連絡ください(連絡先は公募要領に記載)。

# Ⅲ. 応募書類の書き方

申請書（兼計画書）

④ 【任意】共同事業体の構成員②

名称	
本社所在地	
設立	
資本金	
従業員	
事業内容	
ホームページ	
コンテナ貨物に係る年間取引 件数又は年間取扱貨物量※	
※共同事業体の場合は、共同 事業体内の合計値でもよい	

## ポイント

- 記載方法は、応募用紙の赤字にて記載していますのでご参照ください。
- 応募までに共同事業体の調整が終了していない場合には、応募用紙P2にある「調整等が必要な関係者との調整状況」の欄に、共同事業体の構成員との調整内容や調整状況を記載してください。

○ 【任意】調整等が必要な関係者との調整状況

**○本事業を行うにあたり、調整等が必要な関係者(共同事業体の構成員)について、調整内容と調整状況を具体的に記載してください。(調整が継続している場合に、調整内容と調整状況を記載してください。)**



